



目次

規 則

- 山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………(学事文書課) ……192
- 山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則……………(統計企画課) ……同
- 山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……193
- 山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……同
- 山形県受動喫煙防止条例施行規則……………(健康づくり推進課) ……同
- 山形県貸金業法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(中小企業振興課) ……195
- 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民文化スポーツ課) ……196
- 山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(県土利用政策課) ……同

告 示

- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……197
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……198
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……199
- 同……………(同) ……同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……200

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程……………同

公安委員会関係

規 則

- 質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則……………同

告 示

- 山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程……………202

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………203

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………204
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部改正……………206

病院事業局関係

規程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………207

公 告

- 令和元年度自衛官候補生等の募集……………（市町村課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報政策課）…208
- 令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………（教育委員会）…209

規 則

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山形県情報公開条例施行規則（平成10年3月県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ロ、第3号ロ及び第4号ハ、第7条第5項並びに第14条第2項の表第1号、第7号及び第8号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県個人情報保護条例施行規則（平成13年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号ロ、第3号ロ及び第4号ハ並びに第9条第2項の表1号、第7号及び第8号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

山形県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

山形県統計調査条例施行規則（平成21年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号から第4号までの規定及び別記様式の備考第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分

の間使用することができる。

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則（昭和54年8月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の2の注書第7項、別記様式第3号の2の注書第5項、別記様式第3号の3の注書第3項、別記様式第3号の4の注書第3項、別記様式第3号の5の注書第2項、別記様式第3号の6の注書第6項及び別記様式第6号の2の注書第3項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第8号（表）中「県証紙ちょう付欄」を「県証紙貼付欄」に改め、同様式（裏）の注書及び別記様式第8号の2の注書第5項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年10月県規則第72号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中	<p>写真貼付欄</p> <p>願書提出前6月以内に撮影した上半身、正面、脱帽、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの（裏面に氏名及び生年月日を記入の後、貼付）</p>	を	<p>写真貼付欄</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">願書提出前6月以内に撮影した上半身、正面、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの（裏面に氏名及び生年月日を記入の後、貼付）</p>	に改め、同様式
----------	---	---	---	---------

の備考第5項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第7号の注書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

山形県受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県受動喫煙防止条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県受動喫煙防止条例（平成30年12月県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第10条の第一種施設のうち規則で定めるもの）

第2条 条例第10条の健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第5号に規定する第一種施設のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

（条例第11条の第二種施設のうち規則で定めるもの）

第3条 条例第11条の健康増進法第28条第6号に規定する第二種施設のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 専ら学校教育法第97条に規定する大学院の用途に供する施設、同法第124条に規定する専修学校（20歳未満の者が主として利用するもののうち健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第12条第1項に規定するものを除く。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（20歳未満の者が主として利用するもののうち同省令第12条第2項に規定するものを除く。）
- (2) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場
- (3) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館及び同法第42条第1項に規定する公民館に類似する施設
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設
- (8) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館の事業に類する事業を行う施設で、同条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの
- (9) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センター及び同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター
- (11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (12) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設
- (13) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業の用に供する施設、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業の用に供する施設及び同条第24項に規定する居宅介護支援事業の用に供する施設、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業の用に供する施設、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業の用に供する施設及び同条第16項に規定する介護予防支援事業の用に供する施設並びに同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (14) 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第1条に規定する日本郵便株式会社の営業所（同法第4条第1項第1号又は第6号に掲げる業務を営むものに限る。）
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第18項に規定する相談支援の用に供する施設、同条第26項に規定する移動支援事業の用に供する施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター及び同条第28項に規定する福祉ホーム

- (16) 次に掲げる銀行その他の金融機関の施設のうち不特定多数の者が利用する窓口を設置するもの
- イ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3条第1項に規定する農業協同組合（同法第10条第1項第2号又は第3号の事業を行うものに限る。）
 - ロ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項に規定する漁業協同組合（同項第3号又は第4号の事業を行うものに限る。）
 - ハ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に掲げる信用協同組合
 - ニ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する信用金庫
 - ホ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第3条に規定する労働金庫
 - ヘ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
 - ト 日本銀行法（平成9年法律第89号）第1条第1項に規定する日本銀行
 - チ 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第1条に規定する農林中央金庫
 - リ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行
 - ヌ 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条に規定する株式会社日本政策金融公庫
 - ル 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第1条に規定する株式会社商工組合中央金庫
- (17) 次に掲げる施設のうち不特定多数の者が利用する窓口を設置するもの
- イ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業の用に供する施設
 - ロ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に掲げる小売電気事業の用に供する施設
 - ハ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設
 - ニ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に掲げる電気通信事業の用に供する施設
- (18) 体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設
- (19) 旅客の運送を行う事業の用に供する鉄道の車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (20) 第1号から前号までに掲げるもののほか、地方公共団体が設置する施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項本文の許可を受けた者が当該許可に係る同法第2条第1項に規定する旅館業を営む施設（青年の家その他の社会教育施設を除く。）以外のものに限る。）

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「第28条第5号に規定する第一種施設」とあるのは、「第25条の4第4号に規定する特定施設」とする。

山形県貸金業法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

山形県貸金業法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
別記様式の注書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。
別表2設備の項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第11条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別記様式第20号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

告 示

山形県告示第117号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
寒河江市	1者	寒河江市大字日田字平田104番1ほか7筆
河北町	2者	西村山郡河北町大字溝延字熊野嶋5518番ほか7筆

2 認可年月日

令和元年6月21日

山形県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営権現堂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営権現堂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

上山市役所

3 縦覧に供する期間

令和元年7月5日から同年8月5日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営幕井地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営幕井地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

令和元年7月5日から同年8月5日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営当山地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営当山地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

3 縦覧に供する期間

令和元年7月1日から同月30日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知っ

た日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
長井市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
勸進代字二股2555－4、2555－5
 - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
長井市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
長井市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

川原沢字松山1358-2、1358-37、1358-38、1358-42から1358-45まで、字射塚1359-1、1359-14、1359-23、1359-24、1359-27、1359-33から1359-35まで、1359-38、1359-39、1359-41、1359-50

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年6月28日から同年7月12日まで縦覧に供する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曽根字郷野目端20番から 同 上興野字堰東33番3まで	旧	14.0メートル } 4.6	メートル } 355
酒田市上野曽根字郷野目端48番1から 同 漆曽根字上田元164番1まで		35.4メートル } 16.1	メートル } 287
同 上	新	35.4メートル } 16.1	同 上

山形県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年6月28日から同年7月12日まで縦覧に供する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菅里直世下野沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
飽海郡遊佐町当山字幣掛22番5地先から		旧	18.9メートル	30メートル
同 北目字畑44番1地先まで			17.8	
同	上	新	17.2メートル	同上
			16.8	

山形県告示第125号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 河川の名称
一級河川最上川水系藤島川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和元年6月18日
- 廃川敷地等の位置
上流 鶴岡市羽黒町荒川字蛭塚92番地先から
下流 鶴岡市羽黒町荒川字蛭塚119番地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 662.71㎡

議 会 関 係**告 示****山形県議会告示第1号**

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

山形県議会議長 金 澤 忠 一

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

山形県議会情報公開条例施行規程（平成12年9月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

公 安 委 員 会 関 係**規 則**

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

山形県公安委員会

委員長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第1号**質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則**

（質屋営業法施行細則の一部改正）

第1条 質屋営業法施行細則（昭和37年10月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第11号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和44年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（山形県道路交通規則の一部改正）

第3条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の備考第2号、別記様式第4号の備考第2号、別記様式第6号の備考第2号、別記様式第7号の2から別記様式第7号の6までの備考、別記様式第7号の8から別記様式第7号の11までの備考、別記様式第7号の13の備考、別記様式第7号の14の備考、別記様式第7号の16の備考、別記様式第7号の17の備考、別記様式第7号の19から別記様式第7号の22までの備考、別記様式第8号の備考第2項、別記様式第8号の2の備考第2項、別記様式第10号の備考第2項、別記様式第11号の備考第2項、別記様式第12号の備考第2項、別記様式第13号の備考第2項、別記様式第15号の備考第2項、別記様式第18号の備考第2項、別記様式第19号の備考、別記様式第19号の2の備考、別記様式第27号の備考第2項、別記様式第27号の2の備考第3項、別記様式第27号の2の2備考第5項、別記様式第27号の2の3の備考第3項、別記様式第27号の2の4の備考、別記様式第27号の3の備考、別記様式第27号の4の備考第2項、別記様式第27号の5の備考第3項、別記様式第27号の6の備考第2項、別記様式第27号の7の備考、別記様式第27号の8の備考、別記様式第28号の備考第2項、別記様式第29号の備考第2項、別記様式第29号の2の備考第3項、別記様式第30号の備考、別記様式第30号の2の備考第4項、別記様式第31号の2の備考第3項、別記様式第31号の3の備考第2項、別記様式第31号の4の備考第2項、別記様式第31号の5の備考第2項、別記様式第31号の6の備考、別記様式第31号の7の備考、別記様式第31号の8の備考第2項、別記様式第31号の9から別記様式第32号の3までの備考、別記様式第32号の4の備考第2項及び別記様式第36号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第11号の備考第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部改正）

第5条 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考第4項、別記様式第2号の備考第4項、別記様式第3号の備考第3項、別記様式第4号の備考、別記様式第5号の備考第2項、別記様式第7号から別記様式第10号までの備考、別記様式第10号の2の備考第3項、別記様式第13号の備考第2項、別記様式第13号の2の備考第4項、別記様式第14号の備考第4項及び別記様式第19号の別添の備考第3項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（山形県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正）

第6条 山形県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成9年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。

別記様式第2号の備考第3項、別記様式第4号の備考第2項、別記様式第5号の備考第2項、別記様式第6号の備考、別記様式第7号の備考、別記様式第9号の備考第2項、別記様式第10号の備考、別記様式第11号の備考及び別記様式第15号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（フレキシブルディスクによる申請手続に関する規則の一部改正）

第7条 フレキシブルディスクによる申請手続に関する規則（平成12年3月県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改め、同項及び同条第2項から第4項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則の一部改正）

第8条 電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考第2項、別記様式第2号の備考第2項及び別記様式第3号の備考第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（警備業法施行細則の一部改正）

第9条 警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの備考、別記様式第5号の備考第2項、別記様式第6号の備考第3項、別記様式第7号から別記様式第10号までの備考、別記様式第11号の備考第3項及び別記様式第12号から別記様式第16号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（放置違反金に関する規則の一部改正）

第10条 放置違反金に関する規則（平成18年5月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの備考、別記様式第7号の備考及び別記様式第8号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（山形県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第11条 山形県暴力団排除条例施行規則（平成23年7月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の備考第2項、別記様式第3号の備考第3項、別記様式第7号の備考第2項、別記様式第8号の備考第3項、別記様式第10号の備考第2項及び別記様式第11号の備考第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則の一部改正）

第12条 山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則（平成28年2月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考及び別記様式第2号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

山形県公安委員会告示第1号

山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程

（山形県指定自動車教習所規程の一部改正）

第1条 山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号1 教習施設一覧表の項の注書第2項、同様式2 職員一覧表の項の注書第3項、別記様式第2号の注書、別記様式第3号の注書、別記様式第5号の注書、別記様式第6号の注書、別記様式第7号の注書第2項、別記様式第8号3 運転シミュレーターの項の注書、別記様式第9号の注書、別記様式第10号の注書、別記様式第12号の注書、別記様式第16号の注書第2項、別記様式第17号の注書第1項、別記様式第18号の注書第1項、別記様式第19号の注書第1項、別記様式第25号の注書、別記様式第26号の注書、別記様式第27号の注書第1項、別記様式第28号の注書第1項、別記様式第29号の注書第1項、別記様式第30号の注書及び別記様式第31号の注書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（山形県指定講習機関に関する規程の一部改正）

第2条 山形県指定講習機関に関する規程（平成15年5月県公安委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の注書第3項、別記様式第2号の注書、別記様式第4号の注書第3項、別記様式第5号の注書、別記様式第6号の注書、別記様式第7号の注書第2項、別記様式第8号の注書、別記様式第9号の注書第2項、別記様式第10号の注書第2項、別記様式第11号の注書第2項、別記様式第12号の注書、別記様式第15号の注書第2項、別記様式第16号の注書、別記様式第18号の注書第3項及び別記様式第19号交通事故発生報告書の表の注書第3項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第10号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。
別記第52号様式中

「3 各名簿届出政党等の得票数

名簿届出政党等の名称	得票数
------------	-----

を

「3 各衆議院名簿届出政党等の得票数

衆議院名簿届出政党等の名称	得票数
---------------	-----

に、

「3 各名簿届出政党等及び名簿登載者の得票数

名簿届出政党等の名称	名簿届出政党等の得票数	候補者たる名簿登載者の氏名	候補者たる名簿登載者の得票数	摘 要

を

「3 各参議院名簿届出政党等の得票数

参議院名簿届出政党等の名称	参議院名簿届出政党等の得票数	参議院名簿届出政党等の名称	参議院名簿届出政党等の得票数	参議院名簿届出政党等の名称	参議院名簿届出政党等の得票数
うち各参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者を除く。）の得票数	各参議院名簿登載者の氏名	うち各参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者を除く。）の得票数	各参議院名簿登載者の氏名	うち各参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者を除く。）の得票数	各参議院名簿登載者の氏名
うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。）		うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。）		うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。）	

に改める。

うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称	うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称	うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称
うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票
優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の別記第52号様式の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の前日にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県選挙管理委員会告示第11号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程(昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号)の一部を次のように改正する。
第72条第2項中「第6項」を「第8項」に改める。

別記第36号様式中	〔 名簿届出政党等の名称 (ふりがな) 略 (ふりがな) 称	衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示 年 月 日執行	を	〔 衆議院名簿届出政党等の名称 (ふりがな) 略 (ふりがな) 称	衆議院名簿届出政党等名称等揭示 年 月 日執行 衆議院比例代表選出議員選挙	に改め、同様式の備考第3項

中「名簿」を「衆議院名簿」に改める。
 別記第36号様式の2中備考以外の部分を次のように改める。

第36号様式の2（名称等の掲示）

衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな) 略 称	(ふ り が な) 衆 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 名 称	年 月 日 執行 衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等掲示
	順位			
	氏 (ふりがな) 名			
	順位			
	氏 (ふりがな) 名			
	順位			
	氏 (ふりがな) 名			
	順位			

別記第36号様式の2の備考第3項中「名簿届出政党等」を「衆議院名簿届出政党等」に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者」に改め、同備考第4項中「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者」に、「名簿の」を「衆議院名簿の」に改める。

別記第36号様式の3中備考以外の部分を次のように改める。

第36号様式の3（投票記載所及び不在者投票記載所の名称等の掲示）

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出政党等の名称	年 月 日 執行 参議院 比例代表 選出 議員 選挙 参議院 名 簿届出 政党等 名称等 及び 参議院 名簿 登載者 氏名 掲 示

別記第36号様式の3の備考第4項中「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に、「名簿の」を「参議院名簿の」に改め、同項を同備考第5項とし、同備考第3項中「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に、「縦書」を「縦書とし、「当選人となるべき順位」は横書」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 各参議院名簿届出政党等に係る優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をする場合においては、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、当該掲示の掲載をするものとする。

別記第37号様式その2の備考第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の前日にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県選挙管理委員会告示第12号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

山形県選挙管理委員会
委員 長 熊 谷 誠

「 〃 鶴岡市広瀬地区地域活動センター
 〃 鶴岡市羽黒四小地区地域活動センター」を「 〃 鶴岡市広瀬地区地域活動センター」に、
 「 〃 鶴岡市朝日東部コミュニティセンター
 〃 鼠ヶ関公民館」を「 〃 鼠ヶ関公民館」に、
 「 〃 鶴岡市櫛引生涯学習センター
 〃 鶴岡市羽黒第四地区地域活動センター」に、「南陽市金山
 〃 鶴岡市大網地区地域交流センター」
 多目的研修集会施設」を「南陽市金山公民館」に、「白鷹町就業構造改善センター」を「白鷹町スポーツ交流館」
 に改める。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
 本則の表画像診断用電子画像複写料の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日		試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
一般曹候補生（男女）	令和元年7月1日（月）から同年9月6日（金）まで	第1次試験	令和元年9月21日（土）	筆記試験 適性検査	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 村山市	山形県立産業技術短期大学校 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 村山市総合文化複合施設 葉プラザ	令和2年3月下旬又は4月上旬
		第2次試験	第1次試験合格者 にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者 にのみ通知	同左	

航空学生 (男女)	第1次 試験	令和元年 9月16日 (月)	筆記試験	山形市 鶴岡市	山形テルサ 鶴岡合同庁舎
	第2次 試験	第1次試 験合格者 にのみ通 知	適性検査 口述試験 身体検査	第1次試 験合格者 にのみ通 知	同左
自衛官候 補生（男 女）	令和元年9月21日 (土)		筆記試験 適性検査	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 村山市	山形県立産業技術短期大学 校 米沢市西部コミュニティセ ンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 村山市総合文化複合施設甌 葉プラザ
	令和元年9月27日 (金) から同年10 月2日(水) まで のうち指定する1 日		口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹サーバ等再構築及び運用管理業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098

3 落札者を決定した日 令和元年5月24日

4 落札者の名称及び所在地

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

5 落札金額 207,900,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年3月29日

令和2年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

令和元年6月28日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	10名

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

令和元年7月29日（月）から同年8月9日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成31年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工 業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

令和元年8月24日（土）

(2) 面接期日

令和元年8月24日（土）学力検査終了後

※ 定員に満たない場合は令和2年1月に2次募集と選抜を実施する（小論文と面接による選抜）。

6 合格発表

令和元年8月29日（木）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

令和元年6月28日印刷 発行所 山形県庁
令和元年6月28日発行 発行人 山形県